破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２８号
愛媛県新居浜市中萩町15番９号
債務者　アーキファクトリーこと　北林　文雄
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第９４４号
大阪市西淀川区姫里１丁目３番16号　Ｔｏｐｉａｒｙ淀308号室
債務者　中　　龍男
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　滋寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６２６号
大阪市港区磯路３丁目８番24―1415号
債務者　ひらくこと　井上　良一
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１３４号
大阪市港区磯路１丁目１番７号　灘浜ビル602号、前住所大阪市港区南市岡１丁目８番12号
債務者　村上　一雄
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤内　健吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１３５号
大阪府守口市大久保町１丁目19番12号
債務者　菊地　健治
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤内　健吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８６号
神戸市兵庫区塚本通７丁目１番19―502号、従前の住所兵庫県明石市魚住町西岡2212番地の25
債務者　惣木　　潔
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三道　政弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４２号
兵庫県宝塚市中野町20番５号、前住所兵庫県姫路市夢前町置本418番地３
債務者　難波　智宏
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１２１０号
大阪市旭区生江２丁目10番４号
債務者　中井　昌利
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　貴則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８５６号
大阪府摂津市千里丘東５丁目19番44―203号、前住所大阪府摂津市千里丘東５丁目19番31号
債務者　清田　恵吾
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　悠吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１７９号
大阪市平野区平野西４丁目７番５号　大和マンション102号室、住民票上の住所大阪市東住吉区西今川１丁目９番９号
債務者　前田　哲宏
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０３２号
堺市堺区戎島町３丁22番地４　1209号
債務者　八木　　健
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　泰啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０３３号
堺市堺区戎島町３丁22番地４　1209号
債務者　八木さおり
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　泰啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３７６号
大阪府柏原市田辺１丁目４番13号
債務者　勝村　美穂
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
堺市南区晴美台３丁13番２―1202号、前住所大阪府岸和田市池尻町201番地
債務者　山田　恭雄
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
大阪府富田林市久野喜台２－３　141棟403号、住民票上の住所大阪府河内長野市長野町９番23号
債務者　お好み焼き・鉄板焼きまること　和泉　志津代
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
京都府南丹市園部町河原町３号６番地
債務者　安田　　徹
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須田　　滋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
札幌市東区北20条東１丁目３番７―302号
債務者　善田　堅司
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪野　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部